

社会福祉法人朝霞地区福祉会 一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法 一体型)

男女の雇用環境を整備し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）

2 内容

目標1：期間内における男女の育児休業取得率100%を維持（次・女）
育児・介護休業に関する両立支援及び諸制度の周知徹底

〈対策〉「育児・介護休暇に関する手引き」を正規職員及びパート職員を採用した際に配布すると共に、「出生時育児休業（産後パパ育休）」等の制度についても周知し、男性職員も積極的に育児に参加できるよう支援する。
また、介護等による職員の離職を防ぐ為、個別周知や意向確認を徹底する。

目標2：フルタイム労働者一人当たりの各月毎の法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を10時間未満とする（次）

- 1 原則毎週水曜日をノー残業デーとし、午後5時45分までに退勤する
(1) 帰りやすい職場風土等に向けた管理職職員自身の管理徹底。
(2) 職員の所定時間外労働の分析やヒアリング等を行う。

〈対策〉「エコ・クールビス」実施要領を基に、今後も「ノー残業デー」について継続実施する旨、法人内で周知徹底することとする。
また、所定時間外労働時間削減の促進の為の方策を検討し、実行する。

目標3：休暇の取得の促進（次・女）

- 1 年次休暇の取得の促進
(1) 施設長会議等で年次休暇取得促進を喚起し、職場の意識改革を行う。
(2) 休みやすい職場風土等に向けた管理職職員自身の管理徹底。
- 2 連続休暇の取得促進
休日（日曜日、土曜日）と月曜日や金曜日を組み合わせでの連続年次休暇の取得を図る。
- 3 各施設毎の年次休暇取得状況を年1回報告する。
- 4 各施設毎の年次休暇取得日数割合を、次の数値にすることを目標とする。
(1) 平均取得率 65.0%以上 (2) 平均取得日数 13.0日以上

〈対策〉 職員が仕事と家庭の両立が図れるよう、年次有給休暇の積極的且つ計画的な取得を促進し、各施設において休暇を取得しやすい職場環境を整備・構築していく。

目標4：職員の子どもによる職場見学の受け入れ（次）

〈対策〉 各施設において職場見学受入要領を基に周知し、円滑な受入体制を構築する。今後も夏期休暇期間等で柔軟な受け入れを継続することとする。